

河川区域・河川保全区域内における占用や掘削等の許可（河川法第24, 26, 27, 55条）

(1) 意義

河川区域内の土地に工作物などを設置して使用する場合や、河川保全区域内に建築物を建設する際に必要となる許可手続きです。

河川区域内での占使用や工事に加えて、河川保全区域内の工事を行う場合には、1つの申請にまとめて手続きしてください。

(2) 河川法 条文抜粋

○第24条（土地の占用の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

※ 河川占用料について

県条例 第2条（流水占用料等の納付）（抜粋）

法第24条の規定による土地の占用の許可を受けた者は、定める流水占用料等を納めなければならない。

○第26条1項（工作物の新築等の許可）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

○第27条（土地の掘削等の許可）

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

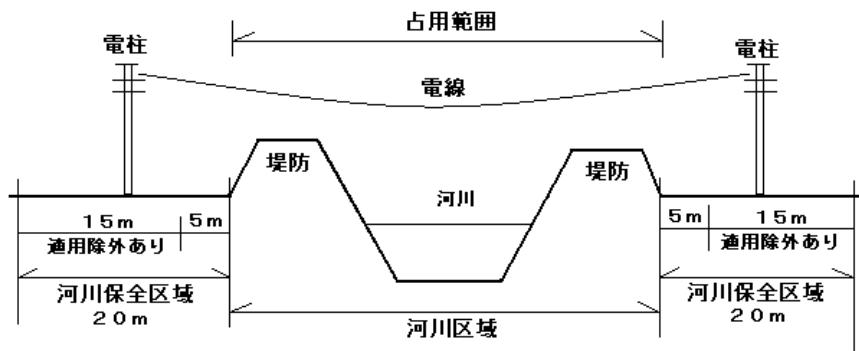
○第55条1項（河川保全区域における行為の制限）

河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

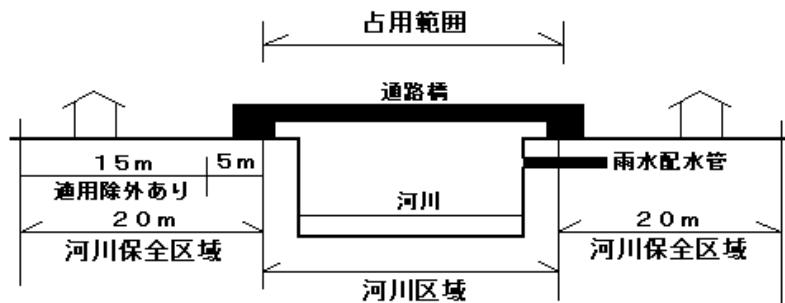
- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

(3) 河川区域、河川保全区域

<堤防がある場合>



<掘込河道の場合(市街地に多く見られるタイプ)>



※ 堤防や護岸が設置されていない箇所の河川保全区域は幅員 40mです。河川保全区域の設定がない河川もあります。

※ 調査対象地における河川区域又は河川保全区域の該当の有無については、管理第2課までお問い合わせください。